

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町六郷東根コミュニティセンター設置条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町六郷東根コミュニティセンター設置条例第 4 条第 1 項、第 5 条 美郷町六郷東根コミュニティセンター管理規則第 2 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町六郷東根コミュニティセンター設置条例 (使用の許可) 第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ文書で町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (使用の不許可)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設、設備等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。 (3) センターの管理上支障があるとき。 (4) その他町長が不相当と認めるとき。</p> <p>○美郷町六郷東根コミュニティセンター管理規則 (使用の手続)</p> <p>第 2 条 センターの使用許可を受けようとする者は、六郷東根コミュニティセンター使用許可申請書（様式第 1 号）を 3 日前までに町長に提出し許可を受けなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>

備 考	3 日前までに申請（規則 2 条 1 項）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日